

銀座熊本館ポイントカード会員規約

第1条 会員

会員とは、銀座熊本館ポイントカード（以下「ポイントカード」という。）会員規約（以下「本規約」という。）に同意の上、お客様ご本人が入会のお申込みをされ、一般社団法人熊本県物産振興協会東京支部（以下「当支部」という）が入会を承認した個人をいいます。

第2条 ポイントカード

1. 当支部が指定する申込書に必要事項をご記入の上、申込み手続きが完了した会員お一人につき1枚発行します。
2. ポイントカードは、会員ご本人のみが利用できるものとし、第三者への譲渡、貸与することはできません。
3. ポイントカードの新規発行にかかる手数料及び年会費は無料とします。
4. お客様お一人につき複数の会員登録が行われた場合は、最も新しい会員番号のポイントカードのみ有効とし、当該ポイントカード以外のポイントは無効となります。

第3条 会員特典

1. 会員は、銀座熊本館（以下「当館」という。）にてポイントカードを掲示することにより、本条の次項に定めるポイント付与及び当館が随時定める会員特典を受けることができます。
2. 当館において、お買い物のご精算前に、レジにてポイントカードを掲示いただいた場合に限り、ポイントの付与を受けることができます。レジにてポイントカードの掲示がない場合や、お買い物の精算後は、ポイントの付与を受けることができません。
3. ポイントは、対象商品の税込購入金額100円につき2ポイント付与されます。100円未満の金額はポイントが付与されません。
4. 各種手数料、飲食代、宅配料、宅配便及び通信販売での商品のご購入等はポイント付与の対象外となります。

第4条 ポイントの利用

1. 会員は、ご精算前にポイントカードを掲示することで累計ポイントをご利用いただけます。
2. 累計ポイントは、500ポイント毎に500円分の商品代金としてご利用いただけます。500ポイント未満のポイントは、商品代金としてご利用いただけません。
3. 利用されたポイントは、累計ポイントから減算されます。
4. 累計ポイントは、現金や商品券等との交換はできません。
5. 複数のポイントカードのポイントを合算することはできません。
6. ポイントカードご利用による最終買い上げ日から1年間以上ご利用がない場合は、累計ポイントは全て無効となります。

第5条 登録内容の変更

会員登録の内容に変更が生じたときは、当支部へ変更手続きを行って下さい。

第6条 ポイントカードの紛失、盗難、汚損及び破損等

1. カードの汚損、破損および紛失等によりポイントカードが利用できなくなったときは、当支部へポイントカードの再発行の手続きを行って下さい。ポイントカードの再発行には、1枚につき100円の手数料をご

負担いただきます。

2. 再発行されたポイントカードには、利用できなくなったポイントカードの累計ポイントを引き継ぐことはできません。

第7条 会員の退会

1. 会員は、当支部にお知らせいただくことにより随時退会することができます。
2. 退会されたポイントカードの累計ポイントは、退会と同時に全て無効となります。

第8条 会員資格の取り消し

当支部は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、会員資格を取り消すことができるものとします。その際に生じた会員の不利益又は損害が生じたとしても、当支部は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 法令や本規約に違反する行為があったとき
- (2) 会員特典の利用に不正行為があったとき
- (3) 入会又は変更のお申込みの際に虚偽の申告があったとき
- (4) その他、当支部が会員として不相当と判断したとき

第9条 個人情報

1. 当支部は、入会申込書の記載事項及び会員の利用状況に関する情報（以下「個人情報」という）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令を遵守し、会員のプライバシー保護に十分配慮します。
2. 会員の個人情報は、会員に対するポイントの付与およびサービスの提供、会員に対する営業、商品、イベント等の情報提供やお問合せにのみ利用します。第三者への提供はいたしません。
3. 会員は、本条第2項に記載する利用目的の停止を当支部に申し出ることができます。

第10条 規約の改廃

本規約の内容は、会員の事前承諾なく変更又は廃止する場合があることを予めご了承下さい。

第11条 免責事項等

1. 本規約の変更又は廃止により、会員に損害が生じても、当支部は一切の責任を負わないものとします。
2. 会員情報の変更手続きを行わなかったことにより、会員に損害が生じても、当支部は一切の責任を負わないものとします。
3. カードの紛失・盗難等が発生し、ポイントが不正に利用され、会員に損害が生じても、当支部は一切の責任を負わないものとします。
4. 会員へ優待特典を記載したダイレクトメール等の送付において、当支部の責に帰さない理由により、配達できない場合は特典の補填には応じないものとします。

附則

本会員規約は、2020年4月1日から施行します。